

▼書評

近藤潤三著 『ドイツ移民問題の現代史』

——移民国への道程——

(木鐸社、二〇一三年八月、二五六頁、三〇〇〇円＋税)

佐藤成基

1

かつて単一のドイツ民族を前提にし、「移民国ではない」と公言していたドイツが、今世紀に入って大きく変化しようとしている。二〇〇四年に移民法が制定され、それまで一般に使われていた「外国人」という言葉に代わり、「移民」という言葉が広く用いられるようになった。現在のドイツは住民全体の約二割にあたる「移民の背景をもつ人々」を「国民」へと統合しようとしている。⁽¹⁾「イスラムはドイツに属する」という発言さえ、メルケル首相を含む多くの政治リーダーたちの口から（異論や反発も多く出されているとはいえ）発せられるようになった。

そのような中で、これまでの「ドイツ史」の捉え方も修正されなければならない。振り返ってみれば、「ドイツ」の歴史は、過去から現在に至るまで、常に人の移動のダイナミズムの中で進行してきた。「ドイツ」から多くの人が外へと移動し、また多くの人が外側から「ドイツ」へと移動してきた。それとともに「ドイツ人」は多様となり、またそのあり方も変化してきた。そのような「ドイツ人」の歴史を理解するためには、「移民／移住 (Migration)」を単にドイツ史の一部門として位置づけ

るだけでは十分とはいえない。ドイツ史が「ドイツ人」の歴史であるとするならば、「移民／移住」の歴史は「ドイツ人」というその前提となる集団カテゴリーを構成する問題として捉え返す視点が求められるであろう。

ここで評する近藤潤三の近著『ドイツ移民問題の現代史』は、このような視点の転換を促す機会をわれわれに提供している。それはこの書が、「大がかりな人の移住がドイツの近現代史を貫く太い糸」（五八頁）であるという視点で貫かれているからである。

著者の近藤は、二〇〇二年に出版した大著『統一ドイツの外国人問題』（木鐸社）以来、ドイツの移民問題を堅実かつ丹念にフォローしてきた。その一貫した研究姿勢に、評者は頭の下がる思いがする。二〇〇七年刊の『移民国としてのドイツ——社会統合と平行社会の行方』（木鐸社）を含む彼の一連の業績（それは本書の参考文献一覧の中に記されているが）は現在、ドイツの移民問題についてもっとも信頼に足る邦語文献として常に参照すべきものとなっている。

一昨年出版された新著『ドイツ移民問題の現代史』は、これまでの豊富な研究蓄積を基礎にしながら、専門家以外の読者にも「さほど困難なく通読できる」（三三五頁）ような「概説書」を意図して書かれたものである。また本書は、「ドイツ研究の文脈だけで移民を論じるのではなく、広い意味で移民問題を考察する手がかりになるような一書」（同）であることも意図されている。ドイツ史だけにとどまらず、「移民」という問題が各国の近現代史全般にとつていかなる意味をもつものなのかを考える手がかりを本書は与えてくれる。それは、「グローバル化」に伴う移民・難民の増加によって各国の歴史的アイデンティティが変容しつつあり、またそれに対する先住国民の側からの反発も目立ってきてい

る現在の先進諸国（特にヨーロッパ諸国）の「国」としての在り方を再検討するために必要となる学術的作業だろう。特にそれまでの「非移民国」から「移民国」へと大きく変貌しようとしているドイツの事例は有益な素材を提供していると言える。

2

最初に、本書の全体の構成について記しておこう。第二次大戦終結以前の「近代史」が第1部で扱われ、大戦終結から一九九〇年ドイツ統一までの「戦後史」が第2部で扱われる。タイトルにある「現代史」とは、「近代史」と「戦後史」とを含めたものである（二二〜二三頁）。よって本書の扱っている時代範囲は一九九〇年の統一時までであり、その後の「現代」は本書の主たるテーマにはなっていない。

序章 移民国ドイツへの接近

——「外国人」と「移民」に即して

第1部 歴史の中の移民問題——第二次世界大戦終結まで

第1章 移民問題の歴史的輪郭

第2章 移民流出国から労働輸入国へ

——第二次世界大戦終結まで

第3章 ロシア帝国・ソ連の独系人

——アオスジードラーの系譜

第2部 戦後ドイツの移民問題——ドイツ統一まで

第4章 第三帝国の崩壊と避難民・被追放民

第5章 ドイツ分断とユーバードラー

第6章 外国人労働者の戦後史——外国人労働者から外国人へ

第7章 東ドイツ（DDR）の外国人労働者

第8章 ソ連とポーランドの独系人——アオスジードラーの流入

終章 移民国を展望して

先ず序章では、最近の「移民国」への政策上の「パラダイム転換」を踏まえつつ、「移民」からドイツ史を捉え返すという全体のテーマの設定がなされている。ドイツ近現代史における「移民」には「来歴を異にする多彩で不均質な集団」（二二二頁）が含まれており、従来彼らは、必ずしも「移民」のカテゴリーでは捉えられてこなかった。本書は、そのような多種多様な集団を「移民」という包括的なカテゴリーで捉えつつ、それぞれの「来歴」に従ってその特徴を叙述するというスタイルで進められていく。

第1章ではその来歴の多様性に関する歴史的概観が示される。そこで特に強調されているのは、ドイツにおける「移民」が、単に国境を越えた人の移動にとどまらず、人の移動と国境の移動とが複雑に交錯したなから発生するという特徴である。例えば、戦争による国境変更によって発生した強制移住者（避難民・被追放民）、戦後の「アオスジードラー」、また国家的分裂によって生まれた「ユーバードラー」などは、国境線の移動という歴史を踏まえないければ理解ができない。ドイツにおける「移民」を考える際、これらの人々の存在を見逃すわけにはいかない。彼らが外国人移住労働者や難民・庇護請求者、ドイツ人出移民などとともに、ドイツにおける「移民」という問題群を構成している。第2章以後は、それぞれの移民集団に関する複雑な歴史が述べられている。先ず第2章では、一九世紀末までは主として移民を送り出す側で

あった(ロシア・東欧、そしてアメリカがその行き先)ドイツが、工業化が進むにつれて外国から労働者を受け入れる側が変わっていった経緯が示される。にもかかわらずドイツは、公式に外国人労働者の定住を認めていなかった。その意味で「人の移動によって近現代史が彩られてはいても、ドイツは移民受け入れ国ではなかった」(五八頁)と著者はこの章を結んでいる。第3章はアウスジードラーの「祖先」にあたるドイツ語話者が一八〇一九世紀にロシア帝国に移住していった歴史、そして戦間期にポリシェヴィキ政権の下で彼らが「ドイツ民族」として自治を認められるまでになりながら、スターリンの時代に強制移住政策の対象となる経緯が述べられる。

戦後を扱う第2部では、先ず第4章で第二次大戦後に避難民・被追放民がいかにして発生することになったのかを描き、最後に彼らがドイツ連邦共和国社会に統合されていったことについて述べている。第5章は、ドイツ民主共和国(DDR)からのユバージードラーの動向について、ドイツの二国家への分裂、ベルリンの壁の建設、一九八〇年の両ドイツの接近という政治外交史の文脈を踏まえながらわかりやすく説明している。第6章は、連邦共和国における外国人労働者の受け入れを二期(導入の時代と、募集停止以後の定住化の時代)に分けて概観したあと、外国人に関する法制度について説明している。第7章は、ドイツ民主共和国における政府間協定による(ベトナムやモザンビーク等からの)外国人労働者受け入れについて述べ、彼らが東ドイツ社会のなかで集合住宅などに隔離されていた様子が描き出される。これは、その人数が少なかつたこともあり、これまであまり言及されてこなかつたテーマであり(特に日本ではほとんど知られていない)、本章での叙述はとても貴重なものと言える。第8章は、第二次大戦期と戦後のソ連、および

戦後ポーランドにおける「独系人」の歴史(特に彼らがどのような苦難を経てきたのか)がかなり細かく描かれ、後に彼らがアウスジードラーとして連邦共和国に移住することになる背景が明らかにされている。

終章では、このような多様な移住者集団を包括的に扱うことの重要性を強調した後、統一後現在までの「移民国への転換」についての経緯を簡単に概観し、この過程を本格的に考察することの必要性を示唆するところで本書は終えられている。

3

ここでは、問題提起として、評者が気がついた疑問点を批判的観点からいくつか指摘することにした。問題になるのは、おおきく括つて三点である。

先ず第一は、第4章で論じられている避難民・被追放民に関してである。第4章は避難民・被追放民の発生に至る歴史の経緯を中心に論じているが、彼らが戦後のドイツにおいてどのように受け入れられ、どのように統合されていったのかについての叙述が簡略過ぎるように思われる。一般的に言つて「移民」という問題は、それがなぜ発生するのかということと同時に、彼らがなぜある国において受け入れられ、またどのように受け入れ国の社会に統合されていくのかを全体としてとらえていくべき問題である。しかも避難民・被追放民の受け入れと統合に関しては、ドイツですでに膨大な研究の蓄積がある。

しかし、評者が特にこの点にこだわるのは、避難民・被追放民がドイツ連邦共和国において「ドイツ人」として受け入れられていたため、彼らが受け入れられ、統合されたことがあ、た、か、も、自、明、な、こ、と、の、よ、う、に、見、な

されてしまう危険性があるからである。

著者も述べているように、避難民・被追放民の「統合」(当時は「Eingliederung」と呼ばれていた)は一九六〇年代までにはほぼ達成されていた。それは現在、戦後ドイツ連邦共和国の「成功物語」のひとつとしてしばしば語られていることでもある。経済復興期の労働力需要の増加がそれに寄与したことは確かである。だが、そこにはまた、キリスト教会による援助、負担均衡法を通じた再配分、州間の数量的アンバランスを解消するための再移住政策、各地方自治体での努力など、官民様々なレベルでの対策・政策がなされていた。また、被追放民からなる諸団体も「統合」に向けて独自の活動を行っていた。にもかかわらず、彼らの統合は決してスムーズに進んだわけではない。著者は、避難民・被追放民に「帰ることのできる国や故郷は存在しなかった」ことが彼らの「統合へ向けた積極姿勢の背後にあった」と述べている(九九頁)。だが、これは正しい叙述とは言えない。確かに彼らはドイツ国籍を持ち、(明らかにそれとわかる「訛り」はあるものの)ドイツ語を話す人々であった。その点、その後に入入したトルコ人労働者とは状況が異なる。しかし彼らの多くは、戦後の「不当」な国境線を修正し、自分たちの「故郷」に「帰る」ことへの意志や願望を、少なくとも一九六〇年ころまでは強く持っていた。このような彼らの「帰る」ことへの意志や願望は、被追放民の諸団体を通じて(「故郷権(Heimatrecht)」という概念を用いて)表明され、その主張が完全に撤回されるようになるまでには長い時間を要した³⁾。また、政治的な主張が撤回された後も、避難民・被追放民たちの「故郷」への思いは簡単に解消されたわけではなかった。避難民・被追放民の統合には、外国人労働者のそれとは別種の困難が存在したわけである。

さらに問題にすべきなのは、そもそも連邦共和国がなぜ避難民・被追放民を「国民」として受け入れることになったのかということである。避難民・被追放民の中にはドイツ国籍を持っていないものも含まれていた。にもかかわらず、なぜ連邦共和国は、「民族帰属(Volkszugehörigkeit)」がドイツであるということを根拠にして彼らを受け入れることになったのだろうか。これは避難民・被追放民の受け入れ政策の前提となる重要な問題である。しかし本書ではこのことを特に問題にしてはいない。

一般にこの問題は、民族的アイデンティティを基礎とするドイツ特有の「エスニック・ナショナリズム」のあらわれとして理解されてきた。しかしそれは「民族的」なドイツ人とドイツ国家との繋がりを自明視する「方法論的エスニック・ナショナリズム」の影響下にある見方であると言わざるをえない⁵⁾。そのような理解の仕方を解きほぐしていくには、この「民族的」な繋がりの形成史を明らかにしていくところから始める必要がある。例えば一八七一年の統一国家の形成、第一次大戦での敗戦と領土の喪失、ヴァイマル時代の「フェルキッシュ」なナショナリズムの台頭、ナチスの東方拡大、敗戦と「追放」、戦後の東欧社会主義諸国における出国制限や国民化政策といった一連の歴史の中で、ドイツ国籍とは区別された「民族帰属」の概念が形成され、制度化されていった。その上に立って、連邦共和国は東欧・ソ連の「民族的」な「同胞」に対し、国民としての成員資格や権利を付与する政策を打ち出すことができたのである。

方法論的エスニック・ナショナリズムの影響は、アウスジードラーの「系譜」について述べた第3章にも見いだされる。例えば著者は、一八世紀のロシアへのドイツ語話者の移住を「ドイツからの移民の送り出

し」と表現し、アウスジードラーを「一世紀以上の期間にわたって行われた移住によってドイツからロシア帝国に移り住んだドイツ人の子孫である」(六二頁)と述べている。だが、その場合の「ドイツ」とは何を意味しているのだろうか。もちろん、一八世紀に「ドイツ」という国家は存在していない。その意味で、一八世紀にロシアに移り住んだドイツ語話者(「ドイツ人」)は「ドイツ」という国家と何ら特別な繋がりももたない。だが、アウスジードラーを一九世紀以前の「ドイツ人」移住者の「子孫」であると表現した場合、そこには戦後「ドイツ国民」として受け入れられたアウスジードラーと、一九世紀以前ロシア・東欧に移り住んだ「ドイツ人」との間の「ナショナル」な連続性が想定されてしまっているのである。

一般に一九世紀以前のドイツ語話者の東方への移住は「ドイツ人の移住」として語られることが多い。説明の便宜上いたしかたない面もあるのだが、現在から彼らの「ドイツ人」としての系譜を辿る場合には注意を要する。彼らは二〇世紀において「ドイツ民族」として括られる人々とは、そのアイデンティティにおいても、国家とのつながりにおいても、全く異なっている。

疑問点の第二は、第6章における一九五〇年代に始まる連邦共和国の外国人労働者受け入れ政策の叙述に關してである。著者は社会思想史家木前利秋の研究を参照しながら、一九六〇年代に「ローテーション原則を基軸とする外国人労働者政策」が成立したと述べている(一三四頁)。しかし、果たしてそうだろうか。確かに連邦政府は、外国人労働者の定住を前提にはしていなかった。だが、決して「ローテーション原則」に基づく「政策」が成立していたわけではない。当時の連邦政府の政策は、(企業の都合に合わせて)外国人労働者の契約更新を認め、

(基本法での基本権の原則に合わせて)家族合流を認めるというものであり、一定期間の滞在の後外国人労働者たちが祖国に帰るという「原則」は、明文化されない期待のレベルにとどまるものだった。彼らを祖国に返す「政策」を、連邦政府が明示的に実行していたわけではないのである(じつさいのところ著者も、一三八〜一三九頁にはそれを示唆する叙述を行っている。だが、これは一三四頁での叙述と矛盾しているだろう)。また著者は、「ローテーション原則を基軸とする外国人労働者政策」の背後に、外国人労働者の「労働力の社会的再生産費〔すなわち社会保障や教育に要する費用―引用者注〕を節約する」(一三五頁)という意図が存在していたかのようにとれる記述をしているが、そのような意図がすでに六〇年代の時点で自覚化されたのだろうか(現在でこそ、それは移民問題の中心的テーマの一つではあるが)。

一九八〇年代になって明らかとなった外国人労働者の定住化・永住化は、確かに想定外の「意図せざる結果」であった。だが、それを「ローテーション」政策が「破綻」(一三九頁)、あるいは「空洞化」(一四二頁)した歴史としてとらえてしまうと、連邦共和国初期の外国人労働者受け入れの歴史を正確に捉えられなくなってしまうのではないだろうか(当初から、「中味」のある「ローテーション」政策がとられていたわけではないのだから)。彼らの定住化・永住化は、企業の利益や基本権の原則に配慮したこと起因する想定外の結果であり、J・ホリフイルドの言う「リベラルなパラドックス」はそのように理解すべきである。

疑問点の第三は、同じく第6章で述べられている一九七〇年代以後の外国人の統合政策についてである。本書が連邦政府の統合政策や法体制に議論を限定しているため、叙述がやや平板なものになってしまっている。すでにこの時期から、地方や民間のレベルにおいて、外国人の統合

に向けた独自の試みがなされていた。例えば、カリタスやディアコニーのような教会の福祉団体、労働組合、市民運動団体などによって、社会事業として外国人（特にその子どもたち）の統合に向けた支援や対策が行われてきたことが知られている。⁷⁾ また一部の都市では外国人諮問会議や代表者会議を設けて、外国人住民の声を行政に反映させる努力も行われた。ハンブルクやシュレスヴィヒ・ホルシュタインでは、外国人に地方参政権を与える法律が一旦は成立したこともあった（これはその後連邦憲法裁判所の判決によって無効となったが、外国人諮問会議や代表者会議は地方選挙の代替としての意味をもっていた）。また、一九八〇年代には、緑の党や社会民主党、さらには当時の政権与党であった自由民主党や（ごく一部ではあるが）キリスト教民主同盟の政治家の間でさえ、外国人の統合に関して積極的な姿勢を示す政治家も現れた。緑の党は、一九八四年に国民同等の権限を与えて外国人の「脱国民的」な統合を目指した「定住法」を提案している。そのような動きの中で、外国人との「共生」を目指す「多文化社会 (multikulturelle Gesellschaft)」が新たな統合の理念として語られることが多くなっていった。⁸⁾ 外国人人口の割合が多かったフランクフルトでは、「多文化局」という名前の部署が設けられたりもした。

二〇〇〇年代に全国的に推進されるようになる統合政策は、このようない九七〇年代以来続けられてきた地方や民間レベルでの統合政策における制度的資源を基盤にしている。確かに連邦政府は「ドイツは移民国でない」という標語を掲げ、今世紀に入るまで積極的な移民の統合には乗り出さなかった。だがその側面だけでドイツの統合政策を捉えるのは一面的である。「相互補充」的な連邦共和国の国家体制の実情を踏まえ、地方や民間レベルでの独自の動きを考慮に加えた、より重層的・立

体的な把握が必要になるだろう。それは、今後のドイツの移民統合研究全般について言えることである。

4

以上、議論を喚起する意味から、若干批判的な点も述べた。しかしそれは、「移民」という視点からドイツ史を捉え返した本書の意義に異議をとねえるものではなくない。様々な来歴を持つ移民集団を多面的・包括的にとりあつかった本書は、ドイツの移民問題の研究者のみならず、ドイツ史研究者や他国の移民研究者にとっても極めて有益な知見を与えてくれるものになっている。統一後の（「現代」の）移民問題についても、本書同様丹念な研究成果に基づいた続編が書かれることを、評者は切に期待したい。

注

- (1) 佐藤成基『統合の国』ドイツの統合論争——変化するドイツ社会の自己理解』『社会志林』第五七巻、第四号（二〇一一）、一七三—二〇五頁。
- (2) Michael L. Hughes, *Shouldering the Burdens of Defeat: West Germany and the Reconstruction of Social Justice* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1999).
- (3) 佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土——戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』（新曜社、二〇〇八年）、Matthias Stieker, „Ostdeutsch heißt Gesamtdeutsch“ : Organisation, Selbstverständnis und heimatpolitische Zielsetzungen der deutschen Vertriebenenverbände 1949-1972

(Düsseldorf: Droste, 2004).

- (4) Andrew Demshuk, *The Lost German East: Forced Migration and the Politics of Memory, 1945-1970* (Cambridge MA: Cambridge University Press, 2012).
- (5) 「方法的ナショナリズム」の概念については、佐藤成基「国家／社会／ナショニオン——方法的ナショナリズムを超えて」佐藤成基編『ナショナリズムとトランスナショナリズム——変容する公共圏』(法政大学出版局、二〇〇九年)を参照。
- (6) Rogers Brubaker, “Are Immigration Control Efforts Really Failing?”, in Wayne A. Cornelius, Philip L. Martin and James F. Hollifield (eds.), *Controlling Immigration: A Global Perspective* (Stanford: Stanford University Press, 1994).
- (7) Jürgen Puskoppel and Dietrich Thranhardt, *Vom betreuten Ausländer zum gleichberechtigten Bürger* (Freiburg: Lambertus, 1990), Dieter Filsinger, *Ausländer im kommunalen Handlungskontext. Eine empirische Fallstudie zur Bearbeitung des „Ausländerproblems“* (Berlin: VWB, 1992) を参考になす。
- (8) Susanne Frank, *Staatsräson, Moral und Interesse. Die Diskussion um die „Multikulturelle Gesellschaft“ 1980-1993* (Freiburg: Lambertus, 1995) が、一九八〇年代から一九九〇年代初頭にかけての「多文化社会」をめぐる論争をフォローしている。

(つひら) しげき・法政大学教授

